

京都市高齢者施策推進協議会	
第2回(R7.8.22)	資料1

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成25年11月15日条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあつては別表第1、教育委員会の附属機関にあつては別表第2のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事

項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

別表第1（第2条関係）

6 保健福祉局の所管に属する附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市高齢者施策推進協議会	高齢者福祉施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	35人以内	2年

平成25年11月15日

規則第93号

京都市高齢者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市高齢者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集及び議事)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。

- 3 部会は、当該部会の委員及び議事に関係がある特別委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

（協力依頼）

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条第2項及び第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。